

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 4 日現在

機関番号：14401

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2012

課題番号：24653039

研究課題名（和文） 日米関係における「核の傘」の起源

研究課題名（英文） Origins of the Nuclear Umbrella in U.S.-Japan Relations

研究代表者

山田 康博 (YAMADA YASUHIRO)

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・准教授

研究者番号：70243277

研究成果の概要（和文）：本研究課題は、アイゼンハワー政権が 1954 年に公表する大量報復戦略の展開の過程で日本がアメリカの「核の傘」に入った、という仮説の検証を目的とした。そのために、1953 年から 1954 年に焦点を絞って、アメリカ側の資料の収集と分析をおこなった。その結果、日米間の「核の傘」の成立を示す決定的な史料を発見することはできず、本研究課題は、1953 年から 1954 年の時期については、大量報復戦略の展開の過程で日本がアメリカの「核の傘」に入った、という仮説を証明するという結果にまでは至らなかった。

研究成果の概要（英文）：This research project aimed to examine the hypothesis that Japan came under the U.S. nuclear umbrella while the Eisenhower administration brought great changes in the U.S. nuclear posture with the announcement of the “massive retaliation” strategy in January 1954. With this research objective in mind, this recipient worked on U.S. archival documents written in the 1953-1954 period. The result is that this researcher did not find any documents that clearly supported the hypothesis that Japan came under the U.S. nuclear umbrella in the 1953-1954 period.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	500,000	150,000	650,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：核の傘、日米関係、アイゼンハワー、1953 年、1954 年、大量報復戦略

1. 研究開始当初の背景

民主党政権が日米両国間のいわゆる「核密約」に関して有識者に委託した調査の結果が 2010 年 3 月に公表され、「核密約」の内容と密約に至った経緯が大きく明らかになった。その一方で、アメリカが核兵器を日本に持ち込み配備することの前提として存在しているはずの、アメリカの日本に対する「核の傘」

の提供と日本によるアメリカの「核の傘」の受け入れがいつからどのようにしてはじまったのか、という問題は未解明のままだった。この点について少なくとも二つの見解が存在していた。一つは、1960 年の日米安保条約の改定によって暗黙的ながらアメリカは「核の傘」を日本に提供し日本は「核の傘」に入った、とする解釈だった[1]。もう一つは、

1960年代半ばから後半に独自の核兵器をもつことを放棄することと引き換えにアメリカから「核の傘」の提供を受ける道を日本は選択した、とする解釈だった[2]。

本研究代表者は、「密約」に関する諸研究を通読する一方であらためてアメリカ側の資料をみていくなかで、1954年11月に東京のアメリカ陸軍極東司令部から陸軍本省に送られた文書が、アメリカが日本を「核の傘」にすでに入れていた可能性を示唆している点に気がついた[3]。管見ではこの資料に注目した研究はなく、日本の「核の傘」に関する上記の二つの解釈とは別の解釈を提示できる可能性の存在を認識するに至った。

2. 研究の目的

本研究課題「日米関係における『核の傘』の起源」は、日本がいつどのようにしてアメリカの「核の傘」に入ったのかを解明することを目的とした。従来の研究は1960年にもしくは1960年代半ば以降に日本がアメリカの「核の傘」に入ったとしていた。それに対して本研究課題は、主としてアメリカ側からの日本に対する「核の傘」の提供に焦点をあてて、アイゼンハワー政権が1954年に公表する大量報復戦略の展開の過程で日本がアメリカの「核の傘」に入った、という仮説をたてた。1953年から1954年の時期に焦点を絞って、その仮説を証明することを本研究課題の目的とした。

日米間の「核の傘」は、実際にはアメリカが世界規模で展開した核兵器政策の一部でしかない。日本がアメリカの「核の傘」に入っていたか否かに関わらずアメリカは、1950年代初頭以来日本本土と沖縄などのアメリカが施政権下に置いていた地域に核兵器を配備した。朝鮮半島での武力紛争とその再発時あるいはソ連との間に戦争が始まった場合に、アメリカは、必要とあれば三沢基地を核攻撃の発進基地として使用する態勢をとった。また、アメリカが遂行する核戦争計画の一部を三沢基地などの日本国内の米軍基地で策定していた[4]。このような実態を念頭におくと、日本がアメリカの「核の傘」の下にあることを単に日本の安全保障のアメリカの核抑止力への部分的な依存を意味すると理解するだけでは、日米間における「核の傘」の性質を正しくとらえているとは言えないといってよいだろう。

したがって、日米関係における「核の傘」の成立を明らかにするためには、アメリカの世界規模での核兵器政策の歴史的な展開を視野に入れなければならない。しかも、次の二つの側面が解明されなければならない。すなわち、第一にアメリカの日本に対する「核の傘」の提供、第二に日本によるアメリカの「核

の傘」の受け入れ、という二つの側面である。

研究期間を一年度のみに限った本研究課題は、これらのうちの前者、すなわちアメリカによる日本に対する「核の傘」の提供がいつ、なぜ、どのようにしておこなわれたの解明のみを目的とした。

3. 研究の方法

本研究課題において用いる主たる研究手法は、政府文書と政策決定者にかかわる文書の分析を通じて政策形成過程を明らかにする外交史の方法である。

そのためにまず、基礎資料となる史料の調査と収集を、アメリカ・ワシントン市とその近郊にあるアメリカ国立公文書館とアメリカ連邦議会図書館でおこなった。調査・収集の対象としたのは、アイゼンハワー政権の対外政策、核兵器政策・安全保障政策の形成にかかわった大統領府、国家安全保障会議、国務省、国防総省、統合参謀本部などのアメリカ政府機関の一次資料である。

収集した史料の整理をおこなう際には、アメリカ安全保障政策・対外政策決定過程に関連する三つのレベルに留意した。それら三つのレベルとはすなわち、(1)大統領および国家安全保障会議レベル、(2)国務省トップレベル、国防総省トップレベルおよび統合参謀本部、(3)大統領府、国務省、国防総省および軍部それぞれの政府機関の内部レベル、の三つのレベルである。

そのように整理した史料の分析を次におこなった。史料の分析にあたっては、NATO 同盟国に対する「核の傘」の提供と日本に対する「核の傘」の提供との間にみられるアメリカの政策の違いがある可能性に留意した。アイゼンハワー政権の核兵器政策・安全保障政策は、NATO 諸国に対する場合と非 NATO 諸国に対する場合とでは、その内容や政策決定の仕方が異なっている場合があったからである。1950年代後半にアメリカが進めた中距離弾道核ミサイル(IRBM)の海外配備はそのような違いが顕著だった一例である。

4. 研究成果

史料を分析した結果、少なくとも1953年から1954年の時期については、大量報復戦略の展開の過程で日本がアメリカの「核の傘」に入った、という本研究課題が取り組んだ仮説を証明するという結果には至らなかった。本研究課題の遂行の過程で分析の対象とした史料の中に、日米間の「核の傘」の成立なかんづくアメリカによる日本に対する「核の傘」の提供を裏付ける史料を見出すことができなかったからである。

1953年から1954年の時期に日米間に「核の傘」の関係が成立した、あるいはアメリカによる日本に対する「核の傘」の提供を裏付

ける史料をみつけることができなかつた理由として、次のようなことが推測できる。第一に、核兵器に関する情報や公文書の公開に対する制限の存在である。アメリカ政府は保有する核兵器の数や核兵器の所在場所などを明らかにすることにきわめて消極的である。「核の傘」が同盟国への核兵器の配備をとまなうことがあるとするならば、「核の傘」にかかわる公文書の公開が核兵器の所在場所を示すことになるかもしれないので、そのような公文書の公開に対してアメリカ政府はやはりきわめて消極的である。しかも「非核三原則」を国是として掲げる国との核兵器をめぐる関係に関する公文書とあれば、その公開には大きな制限を課すであろうことは想像にかたくない。核兵器と日本がかかわる史料で非公開とされているものの中には、1953年11月25日付の統合参謀本部議長から国務長官あての覚書[5]などがある。

第二の理由として推測できるのは、1954年3月に西太平洋に位置するビキニ環礁でアメリカが実施した水爆の爆発実験によって日本の漁船が被ばくした事件（「第五福竜丸」事件）がおこったことなどのために、日米政府間に「核の傘」をめぐる関係が1954年末までに成立する余地が小さかった可能性があることである。1954年7月に、発足したばかりの日本の防衛庁の高官[海原治か?]が、ワシントンを訪ねて統合参謀本部の軍人たちと会談した。その会談の目的は、木村防衛庁長官からウィルソン国防長官に送られた書簡の中で防衛庁が提起したいくつかの質問について話し合うことだった。それらの質問には、極東における共産主義勢力による侵略に対抗するにあたっての日本の役割は何か、「ニュー・ルック」政策[大量報復戦略を含むアイゼンハワー政権の安全保障政策]の根本方針は何でありそれが日本の防衛力強化にとつてもつ意味は何か、といった質問が含まれていた。この会談についてのアメリカ側の記録を見る限りでは、日米双方ともに核兵器や「核の傘」についてこの会談の中ではまったく言及していない[6]。1954年7月までにアメリカが日本に対して「核の傘」を提供した事実はない、と推測してよいだろう。

このように、本研究課題が取り組んだ仮説を証明するという結果には至らなかった。しかし、世界的な規模での核戦略態勢の一端を、1953年から1954年の時期に日本との関係の中でアメリカが築こうとした姿を、断片的ながらもうかがわせるいくつかの史料の存在を確認することができた。それらのうちのいくつかを次に紹介する。

(1) 1952年10月の史料。統合核兵器管理極東センターを日本に設立することにラドフォード太平洋地域司令官が合意したことを示す書簡[7]。

(2) 1953年3月8日の史料。統合核兵器管理極東センターの運用方針についての覚書であり、日本を含む極東地域を舞台としたアメリカ核戦略の展開が進んでいくことをうかがわせる史料[8]。

(3) 1954年6月18日の史料。西ドイツと日本への核兵器の持ち込みに関する覚書。統合参謀本部が核兵器の非核部分だけを日本に持ち込むよう指示を受けていること、核兵器の非核部分の持ち込みを日本政府首脳に伝えるかどうかをめぐって国務省の内部で見解がわかれていることを示す史料[9]。

(4) 1954年11月8日の史料。ダレス国務長官からウィルソン国務長官あての手紙。1954年6月23日に日本への核兵器の非核部分の持ち込みをおこなうことが大統領によって承認されたこと、まだ日本には核兵器の非核部分の持ち込みがおこなわれていないことを示す史料[10]。

本研究課題を遂行した結果、次に取り組むべき研究課題が明らかとなった。それは、1955年以降のアイゼンハワー政権期についても同じ仮説を検証してみる、という研究課題である。その研究課題がどのような結果を生むかは、後日を期すこととしたい。

註

[1] 平和・安全保障研究所編『日米同盟再考』亜紀書房、2010年。

[2] NHK テレビ「NHKスペシャル 『核』を求めた日本」(2010年10月3日放映)。黒崎輝『核兵器と日米関係—アメリカの核不拡散外交と日本の選択 1960—1976』有志舎、2006年。

[3] U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1952-1954*, Vol. XIV: China and Japan, Part 2 (U.S. Government Printing Office, 1985), pp. 1771-1775.

[4] 斎藤光政『米軍「秘密」基地ミサワ—核と情報戦の真実』同時代社、2002年。Hans M. Christensen, “Japan under the Nuclear Umbrella: U.S. Nuclear Weapons and Nuclear War Planning in Japan during the Cold War” (1999) [<http://www.nukestrat.com/pubs/JapnUmbrella.pdf>], pp. 25-26, 49-55; Robert S. Norris, William M. Arkin and William Burr, “Where They were,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, November/December 1999, 55:6, pp. 26-35, 66-67.

[5] Withdrawal Notice, November 25, 1953, “II. 2. A. NN-JAPAN, 1953-1954” Folder, Box 6, Special Assistant for Atomic Energy, Country and Subject Files Relating to Atomic Energy Matters, 1950-1962, General

Records of the Department of State, RG59, Archives II, College Park, Maryland.

[6] Memorandum of Conversation on Mr. Kimura's Letter to Wilson, 1954-7-22, ["794.5/7-2254" Folder], Box 4248, Central Decimal File 1950-54, Department of State, RG59, Archives II, College Park, Maryland.

[7] Message, Commander in Chief Far East [Clark] to LeMay, undated [October, 1952], B21159 Folder, Box 201, the Papers of Curtis E. LeMay, Library of Congress, Washington, D.C.

[8] Memorandum, Commander in Chief Pacific [Radford] to LeMay, March 8, 1953, B24657 Folder, Box 203, the Papers of Curtis E. LeMay, Library of Congress, Washington, D.C.

[9] Memorandum for the Files by Smith, June 18, 1954, "II.2.A. NN-JAPAN, 1953-1954" Folder, Box 6, Special Assistant for Atomic Energy, Country and Subject Files Relating to Atomic Energy Matters, 1950-1962, General Records of the Department of State, RG59, Archives II, College Park, Maryland.

[10] Letter, Dulles to Wilson, November 8, 1954, "II.2.A. NN-JAPAN, 1953-1954" Folder, Box 6, Special Assistant for Atomic Energy, Country and Subject Files Relating to Atomic Energy Matters, 1950-1962, General Records of the Department of State, RG59, Archives II, College Park, Maryland.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

山田康博、東アジア地域秩序の変容、OUFC BOOKLET、査読なし、1 巻、2013、203-218.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山田 康博 (YAMADA YASUHIRO)

大阪大学・国際公共政策研究科・准教授
研究者番号：70243277